(様式6)

ふれあいの森における国民参加の森林づくり活動の公表 (協定の更新)

東京神奈川森林管理署は、下記のとおりふれあいの森における森林づくり活動の協定を更新 したので公表します。

記

1 協定相手方の名称東京都八王子市大楽寺町524-11日本山岳会「高尾の森づくりの会」代表 吉川 正幸

2「ふれあいの森」の概要

(1)位置 東京都八王子市裏高尾町 小下沢国有林国有林

218ろ・は・と、219い~は、220い~ち、221い~る林小班

(2)面積 98.30ha

(3) 主な活動内容 下刈りや保育間伐等の森林整備及び自然教室やイベントの開催

3 協定項目

別添「協定書(写)」のとおり

4 更新した理由

これまでも上記区域については日本山岳会「高尾の森づくりの会」と、ふれあいの森における自主的な森林づくり活動の協定を当署と結び、森林整備を実施してきました。

ふれあいの森は未だ保育過程で施業の必要性があり、実施主体からも継続して活動を実施したいとの意思表示がありました。

当実施主体はこれまでの活動実績から判断したところ、森林・林業への関心度、保育作業の意欲が高く、安全性、技術力、組織運営も確実であるため、適当と認め協定を更新しました。

令和3年3月25日

東京神奈川森林管理署長

担当:業務グループ森林ふれあい担当

電話:050-3160-6010(IP)

ふれあいの森における「高尾の森づくり活動」に係る協定書

東京神奈川森林管理署長(以下「甲」という)と、日本山岳会「高尾の森づくりの会」 (以下「乙」という)は「高尾の森づくり活動」に関し、次のとおり協定を締結し、信義 に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づくふれあいの森における森林整備等のボランティア活動が、円滑に実施されることを目的とする。

第2(ボランティア団体)

「高尾の森づくり活動」は、乙が主体となり実施し、日本山岳会会員のほか誰もがボランティアとして参加できるものとする。

第3 (ふれあいの森の位置及び面積)

甲は、東京神奈川森林管理署 小下沢国有林218ろ、は、と、219い~は林小班 及び220、221林班 面積98.30haをふれあいの森に設定し、全体活動計画書 及び年間活動計画書に基づき所要の区域を森林整備活動の場として、乙に提供することと とする。

第4(全体活動計画書の提出)

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した 上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第5 (年間活動計画書の提出)

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲へ提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第6 (活動実績の報告)

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第7 (活動の実施)

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている 場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第8 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を甲に書面(Eメール及びFAXによる場合も含む。)等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第9 (安全確保等の措置)

乙は、活動参加者の安全を責任を持つて確保するとともに、事故防止などのため、次の 措置を講じるものとする。

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然 防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について 万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故等が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ活動参加者に対し明示するとともに、活動参加者を傷害保険等に加入させること。

第10 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第11 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木 竹等についての所有権及び、植栽、保育等の活動により生ずる全ての権利を有しないもの とする。

第12 (施設の設置等)

1 乙は、活動に必要な資材、道具置場等の施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲 がその必要がないと認めた時はこの限りではない。

第13 (法令等の遵守)

乙は、「高尾の森づくり活動」の対象となる国有林野は、都立自然公園、鳥獣保護区及 び保安林の制限があるため、各法令等を遵守し、これに抵触する行為は一切行わないもの とする。

第14 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して当該箇所及びその周辺における火災防止に十分留意し、 山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び 消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施 箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第15(損害賠償)

乙及び活動実施者は、入林中にその責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第16 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに 活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第17(ふれあいの森の適切な管理)

甲は、ふれあいの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第18 (協定の破棄等)

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
 - (1) 「高尾の森づくり活動」の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

- (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に 著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4に よる協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- (3) ふれあいの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は 一部を満たさないことが明らかになった場合
- (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として 不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第19 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第20 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、 その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その 1通を保有する。

令和3年3月25日

(甲) 東京神奈川森林管理署長 清水 俊二

(乙) 日本山岳会「高尾の森づくりの会」 代表 吉川 正幸



(細部確認事項)

1 協定第4(全体活動計画書の提出)について

活動対象地は、レクリエーションの森(風景林)として国民の保健休養の場、また、 都市近郊にあっての貴重な生態系保全の場ともなっていることから、これらに十分に配慮 した森林施業を行っていくこととする。森林の取扱い等にあたっては、多摩森林計画に沿 ったものとし、主な活動内容については、下記のとおりとする。

(1) 地拵·植樹

人工林内のギャップ箇所や主伐済箇所において、地拵・植樹を行う。

(2) 下刈

上記植栽箇所において実施する。

(3) つる切

植樹木及び人工林内立木にからむつる切りを行う。

(4) 人工林の間伐

国有林野施業実施計画に基づいた間伐箇所において、調査を行い、職員の確認後、実施する。

(5) 枯損木等の処理

風雪、雪害などによる折損木や枯死木、間伐木の片付けは、転落・流出等がないよう留意する。

(6) 歩道整備

作業用歩道、遊歩道、自然観察路などの整備・補修を行う。

(7) 自然教室等

自然教室や自然観察会、登山教室などを開催。

2 協定第7 (活動の実施) について

活動の実施にあたっては下記のとおりとする。

(1) 小下沢林道の通行について

車両通行が必要な場合は、212口林小班(2つめのゲート)までとする。

なお、2つめのゲートより奥については資材運搬車両のみとする。この場合、乙は林道 通行の申請手続きを行い、甲から林道通行証の交付を受けるものとする。

林道の通行に伴い、災害、事故等があった場合は、日本山岳会「高尾の森づくりの会」 が一切の責任を負うこととする。

(2)作業用具について

作業に使用する道具は、原則として手工具(鉈、鎌、鋸、鍬等)とし、チェンソー等の 機械は、資格を有する者以外は使用しないものとする。

(3)作業小屋等施設の利用について

施設利用の際は火の元に十分注意するとともに、使用目的以外の利用は行わない。

(4) その他

ボランティア活動の趣旨に沿った、節度ある行動に努め、活動地内でのキャンプ形態と 見受けられる諸行動は行わないこととする。

3 協定第8 (入林の際の連絡・調整) について

活動にあたり入林する場合は、その日程等を森林管理署へ4日前までに所定の様式により連絡するものとし、森林管理署からもボランティア活動地内への他者の入林情報があった場合には、随時連絡するものとする。

「ふれあいの森」協定箇所 位置図 日本山岳会「高尾の森づくりの会」

(森林の所在場所)

東京都八王子市裏高尾町 小下沢国有林 218ろ、は、と、219い~は、 220、221林小班

[多摩森林計画区]

面積:98.30ha



S = 1/20,000







